

報告第3号

和解および損害賠償額の決定に
関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき、平成31年1月7日次のとおり和解および損害賠償額の決定について専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告する。

平成31年2月20日

品川区長 濱 野 健

和解および損害賠償額の決定について

- 1 件 名 清掃車運行中に起きた小型貨物自動車への追突事故
- 2 事故の概要 平成30年8月7日品川区清掃事務所の職員が運転する清掃車が、品川区東大井五丁目11番先の交差点を右折する際、前方の安全確認を怠り、停車した小型貨物自動車に追突したため、同車のテールゲート等を破損した。
- 3 示談の内容 損害賠償金（修理費、慰謝料等）を品川区が支払い、以後本件に関し、双方とも裁判上、裁判外を問わず何ら異議申立てをしないことを確約する。
- 4 損害賠償額 222,169円
- 5 相手方 車両所有者 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
運転者 [REDACTED]
[REDACTED]